

令和 8 年 5 月 11 日

令和 9 年度第 4 2 回国民文化祭の開催地決定について

令和 9 年度第 4 2 回国民文化祭の開催地を、東京都に決定いたしましたので、お知らせします。

1. 国民文化祭の概要

国民文化祭は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典であり、各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の芸術文化の振興に寄与するものです。

2. 開催地の決定について

国民文化祭の開催地については、文化庁長官が決定することになっています。令和 9 年度の国民文化祭の開催地は東京都に決定し、文化庁が主催、東京都が共催という体制で開催いたします。東京都が独自に開催する文化事業との幅広い連携を行い、文化活動全般の機運を高めてまいります。

なお、今般の開催地の決定にあたり、決定通知書交付式は実施いたしません。

3. 今後の開催予定について

令和 8 年度は高知県、令和 10 年度は愛媛県での開催が決定しています。

＜担当＞文化庁参事官（芸術文化担当）付
学校芸術教育室
室 長 堀内 昭彦
専門官 羽田 良之
電話：03-5253-4111（代表）内線 5863
E-Mail：artedu@mext.go.jp

「第４２回国民文化祭東京大会（仮称）」について

１．趣旨

多彩な文化事業が展開され、文化施設も集積する世界的文化都市である東京を開催地とし、また、文化祭の趣旨に則り、障害の有無にかかわらず国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、厚生労働省の主催する全国障害者芸術・文化祭と一体的に開催する。

２．事業内容（案）

（１）開閉会式

（２）分野別フェスティバル

全国各地の民俗芸能、民謡、合唱、吹奏楽、オーケストラ、演劇、舞踊、邦楽、文芸、美術及びお茶、お華などの分野ごとに、文化関係団体等から推薦された団体等を中心にした公演及び分野別の展示・展覧会を行う。

（３）協賛事業

文化祭に賛同し、その目的に沿った事業を文化祭協賛事業として行う。

３．開催時期

令和９年 秋

【参考】国民文化祭の開催状況一覧

回	年度	開催地	回	年度	開催地	回	年度	開催地
第1回	S61	東京都	第16回	H13	群馬県	第31回	H28	愛知県
第2回	S62	熊本県	第17回	H14	鳥取県	第32回	H29	奈良県
第3回	S63	兵庫県	第18回	H15	山形県	第33回	H30	大分県(2)
第4回	H1	埼玉県	第19回	H16	福岡県	第34回	R1	新潟県
第5回	H2	愛媛県	第20回	H17	福井県	第35回	R2(3)	宮崎県
第6回	H3	千葉県	第21回	H18	山口県	第36回	R3	和歌山県
第7回	H4	石川県	第22回	H19	徳島県	第37回	R4	沖縄県
第8回	H5	岩手県	第23回	H20	茨城県	第38回	R5	石川県(2)
第9回	H6	三重県	第24回	H21	静岡県	第39回	R6	岐阜県(2)
第10回	H7	栃木県	第25回	H22	岡山県	第40回	R7	長崎県
第11回	H8	富山県	第26回	H23	京都府	第41回	R8	高知県
第12回	H9	香川県	第27回	H24	徳島県(2)	第42回	R9	東京都(2)
第13回	H10	大分県	第28回	H25	山梨県	第43回	R10	愛媛県(2)
第14回	H11	岐阜県	第29回	H26	秋田県			
第15回	H12	広島県	第30回	H27	鹿児島県			

(今回決定)